

様式第1号の1（第3条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度取扱誓約書

年 月 日

（宛 先）旭川市長

事業者 所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度の取扱い開始の申請を行うに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 住宅改修の提供に関しては、関係法令等（通知・通達等含む。）及び旭川市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該被保険者の心身の状況及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、旭川市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 住宅改修を行う際には、当該費用が市場価格と著しく乖離しないよう適正な価格で行うこと。
- 5 住宅改修に関しては、当該改修に関する記録を整備し、改修工事の完了の日から2年間保管すること。
- 6 被保険者から苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮して円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。
- 7 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により被保険者の生命若しくは身体を傷つけ、又は財産等を破損した場合は、その責任の範囲内においてその損害を賠償すること。
- 8 次の各号に該当しないこと。
  - (1) 市町村税の滞納がある者
  - (2) 本市、旭川方面旭川中央警察署及び旭川方面旭川東警察署が締結している暴力団等の排除に関する協定書第2条各号に掲げる者
- 9 この遵守事項等に違反し、その是正等について旭川市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。